



覚 書

警察庁丁規発第36号

警察庁丁都交発第45号

自旅第87号

平成9年5月23日

警察庁交通局交通規制課長

米 田



警察庁交通局都市交通対策課長

久 保 潤



運輸省自動車交通局旅客課長

梶 原 景



警察庁と運輸省は、交通の安全と円滑を図るため、停留所の新設又は廃止に係る道路運送法施行規則の一部改正に伴い、下記のとおり申し合わせる。

記

- 1 地方運輸局長若しくは沖縄総合事務局長又は地方運輸局陸運支局長（以下「陸運支局長」という。）若しくは沖縄総合事務局陸運事務所長は、一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、当該事業者が停留所の新設又は位置の変更を行おうとするときは、あらかじめ、新設又は変更後の停留所の位置を管轄する警察署長（高速道路交通警察隊が事務処理に当たる高速自動車国道等に係るものにあつては、高速道路交通警察隊長）の交通の安全と円滑の見地からの意見を聴くよう指導するものとする。
- 2 陸運支局長又は沖縄総合事務局陸運事務所長は、停留所の位置に係る事業計画の変更の届出を受理したときは、関係都道府県公安委員会に当該届出の内容を連絡するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成9年5月28日から施行する。
- 2 平成2年1月31日付け警察庁丁規発第13号、警察庁丁高速発第22号、地自第39号警察庁交通局交通規制課長、警察庁交通局高速道路課長、運輸省地域交通局自動車業務課長覚書は廃止する。